



税務課からのお知らせ

軽自動車などの
廃車・名義変更は
3月31日までに

軽自動車税は、4月1日現在所有されている方に課税されます。廃車・名義変更をされる方は、次の手続場所です、3月31日(金)までに手続きを済ませてください。

◆ 車種別の申告先 ◆

車種	申告先	持参するもの
原動機付自転車 (50cc~125cc) 農耕作業車 小型特殊自動車	松前町役場税務課 町民税係 ☎985-4110	* 印鑑(認印で可) * 自賠責保険証書等 (車台番号・車名・排気量の分かるもの) * ナンバープレート(廃車・町外転出などの場合)
軽二輪車 (125~250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛運輸支局 ☎956-1562	* 自動車検査証(250cc以上の場合) * 印鑑(認印で可。名義変更の場合は、新使用者と新旧所有者の印鑑。廃車の場合は、検査証欄の使用者と所有者の印鑑) * 住民票(3か月以内のもの) * ナンバープレート(廃車・県外転出などの場合) * 自賠責保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎975-6730	

また、軽自動車などを持って転出した場合は、原動機付自転車等については転出先市町村へ、軽二輪車・自動二輪・軽自動車については次の手続場所(県外に転出している場合は当該都道府県の陸運支局もしくは軽自動車検査協会)で住所変更の手続きをお願いします。

平成18年4月 「愛媛地方税 滞納整理機構」設立

県内の市町村税の滞納額は年々増加しており、このような状況が続けば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」が設立されます。市町村からの再三の催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。

松前町では、機構へ滞納事案を引き継ぐ前の平成18年1月から2月に、引き継ぎ予定の滞納者に対して催告文書を送付します。指定した期日までに納付意思が見られなければ、4月から6月にかけて町から機構へ滞納事案を引き継

ぎ、その後は機構で本格的な滞納整理が行われることとなります。

愛媛県税務課ホームページ内に機構概要等を示した資料を掲載していますので、ご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/>

00007353051028/index.html

問い合わせ

役場税務課管理収納係

☎985-4109

解雇、セクハラ、賃下げ。。。 職場トラブルの相談は労働局へ (愛媛労働局からのお知らせ)

職場での処遇や待遇、従業員の労務管理などについて、疑問に思ったり、悩んだりしていませんか？愛媛労働局では、職場での悩みを解決するため、次のようなサービスを無料で提供しています。経営者、従業員どちらからでも利用できますので、悩んでないで、お気軽にご相談ください。

①総合労働相談

悩みの多くは、法令や判例を知れば、解決の道筋が見えます。秘密厳守で必要な情報提供やアドバイスを行います。

②紛争解決制度

民事紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、それには多くの時間と費用がかかってしまいます。

納得できないけど、裁判までは…という方のために、希望により労働局が労使紛争の解決をお手伝いします。

裁判のように判決で白黒つけるのではなく、当事者同士の判断で解決できるよう、考え方や道筋を助言したり、委嘱した弁護士等の専門家によるあっせんなどで合意、和解に導くなど必要な援助を行います。

問い合わせ

愛媛労働局総務部企画室 ☎935-5208

松山総合労働相談コーナー ☎917-5250

2月の納税

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第8期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 2月27日(月)

農協 2月27日(月)

～税金で 明るい未来を 作ろうね～